

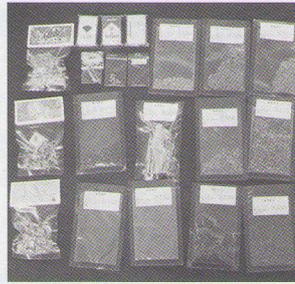
買わない、  
使わない、  
かかわらない!!

# 危険! 違法ドラッグ!!

違法ドラッグとは、法律の規制が及ばないかのように「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」と称して販売されている薬物です。近年では、この違法ドラッグの乱用により引き起こされたと考えられる事件や事故が発生するなど、大きな社会問題となっています。

## 違法ドラッグってどういうもの?

違法ドラッグとは、「脱法ドラッグ」「合法ドラッグ」などと称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用を引き起こすものとして販売されているものがあります。規制を逃れるため、ビデオクリナー、芳香剤、アロマオイル、鑑賞用植物、ハーブ、お香などを装い販売されている製品もあります。



▲ブレンドハーブ



▲芳香剤



▲お香



▲ビデオクリナー

▲装い商品の一例

※写真は厚生労働省のホームページより

## 違法ドラッグはどうして危険?

近年、違法ドラッグの乱用による青少年の事故や事件が増加しています。

違法ドラッグは「合法ドラッグ」などと称していても、強い急性の精神・身体毒性を持つ薬物もあり、使用すると人体に悪影響を及ぼし、死に至る危険性があり大変危険です。また、使用による錯乱状態で、他者に危害を加えてしまう事故や事件を起すことまづこともあります。

違法ドラッグは容易に使用されやすく、乱用を通じて麻薬・覚せい剤へと移行する危険性が高いことから、入門ドラッグであるとも言われています。生命だけではなく人生までも破壊する薬物として、社会的な問題となっています。

だまされないで!  
違法ドラッグは大変危険です。  
あなた自身の心と体と人生を壊す薬物です。



心身を壊す  
違法ドラッグ被害例  
幻覚・幻聴  
急性中毒  
意識消失  
呼吸停止  
視覚過敏  
意識錯乱など

## 指定薬物として規制強化

平成19年4月1日に薬事法が改正され、違法ドラッグの規制や取り締まりが強化されました。

中枢神経系の興奮等に作用があり、人体に使用された場合に保健衛生上の危害が生じる恐れのある薬物が「指定薬物」と定められました。

この「指定薬物」およびこれを含む物については、薬事法において、医療目的以外の製造・輸入・販売・授与、また販売目的での貯蔵・陳列を禁止しています。これに違反した場合は罰則が科せられます。店舗・インターネットでの販売・陳列等は絶対に行しないでください。また、空き店舗の貸し出しなどについても十分に注意してください。

【関連リンク】厚生労働省 指定薬物に関する情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/scheduled-drug/>



【問い合わせ】

健康増進課成人健康係

03-118122

FAX 03-118619